

桶川市新型コロナウイルス感染対策支援補助金交付要綱（令和3年桶川市告示第77号）の一部を次のように改正する。

令和3年8月13日

桶川市長 小野 克典

桶川市新型コロナウイルス感染対策支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と市内経済活性化の両立を目指すため、市内の事業所における感染対策を目的とした改修工事又は備品購入に係る経費に対し、桶川市新型コロナウイルス感染対策支援補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内において事業所を運営する事業者とする。

（不交付対象者）

第3条 前条の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、交付対象者としなない。

- (1) 宗教上の組織又は団体
- (2) 政治団体
- (3) 桶川市暴力団排除条例（平成24年桶川市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助金の趣旨及び目的に照らして適当

でない」と市長が判断する者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費のうち、改修工事については、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の業者が行った工事であること。
- (2) 内装、換気及び空気清浄設備、非接触型操作設備、衛生設備等の改修のうち、事業所の新型コロナウイルス感染対策に資する工事であること。
- (3) 国又は地方公共団体が実施している他の制度による助成、補助等を受けていないものであること。

2 補助金の交付の対象となる経費のうち、備品購入については、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内の店舗で購入した備品であること。
- (2) 換気及び空気清浄機器、非接触型操作機器、衛生機器等のうち、事業所の新型コロナウイルス感染対策に資する備品であること。
- (3) 消耗品でないこと。
- (4) 国又は地方公共団体が実施している他の制度による助成、補助等を受けていないものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の全額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とし、運営する事業所1箇所につき、改修工事に係る補助金にあつては10万円を、備品購入に係る補助金にあつては5万円を限度とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第6条 補助金の交付に係る申請受付開始日は、令和3年5月6日とする。

2 申請期限は、令和3年9月30日とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、桶川市新型コロナウイルス感染対策支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 市内において事業所を運営していることが確認できる書類等
- (2) 補助対象経費の領収書及び明細書の写し
- (3) 改修工事又は備品の設置が完了した現場の写真
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 正当な理由により前項各号に掲げる書類等を提出できない場合は、市長が別に定める書類を提出するものとする。

3 申請者による申請は、第4条第1項に規定する改修工事に係る補助対象経費と、第4条第2項に規定する備品購入に係る補助対象経費について、運営する事業所1箇所につき各1回を上限とする。

4 申請者による申請は、原則として郵送により市長に提出するものとする。

(交付及び不交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の桶川市新型コロナウイルス感染対策支援補助金交付申請書兼請求書を受理したときは、速やかに内容を審査するも

のとする。

2 市長は、前項の審査により補助金の交付を決定した時は、その結果を桶川市新型コロナウイルス感染対策支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、当該申請者に対し補助金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査により補助金の不交付を決定した時は、その結果を桶川市新型コロナウイルス感染対策補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。

4 市長は、第2項の規定により補助金の交付を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（交付の取消及び返還）

第9条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

(2) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(3) その他市長が不適正と認めるとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。